

明治三十七年	十二月												酒價指數	小賣物價指數		
	三	二	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十			十一	十二
卸賣物價指數	107	108	110	110	111	111	112	112	113	113	114	114	115	115	116	116
米價指數	103	107	113	113	113	114	114	115	115	116	116	117	117	118	118	119
平均指數	105	108	112	112	113	113	114	114	115	115	116	116	117	117	118	118
酒價指數が占むる割合	1.04	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
小賣物價指數	1.03	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
酒價指數が占むる割合	1.03	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
石造酒	四															
即ち四割の増税																

明治三十九年	十二月												酒價指數	小賣物價指數		
	三	二	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十			十一	十二
卸賣物價指數	117	117	118	118	119	119	120	120	121	121	122	122	123	123	124	124
米價指數	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101
平均指數	114	114	115	115	116	116	117	117	118	118	119	119	120	120	121	121
酒價指數が占むる割合	1.15	1.19	1.17	1.17	1.18	1.18	1.19	1.19	1.20	1.20	1.21	1.21	1.22	1.22	1.23	1.23
小賣物價指數	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
酒價指數が占むる割合	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
即ち四割の増税																

第三章 酒税轉嫁の諸過程

第四節 酒價より見たる酒税の轉嫁

大正三年												酒 指 數	米 指 數	平 均 指 數	酒價指數が 占むる割合に 對する	酒價指數が 占むる割合に 對する	小賣物價指數			清酒造 一石當り 円		
十	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	十						指 數	指 數	均 指 數		酒 指 數	米 指 數
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二四	一八五	二二	〇・七三	一・〇一						
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二四	一四六	二二	〇・七三	一・〇一						
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	二四	一七九	二二	〇・七三	一・〇一						
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	二四	一七九	二二	〇・七三	一・〇一						
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	二四	一七九	二二	〇・七三	一・〇一						
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	二四	一七九	二二	〇・七三	一・〇一						
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	二四	一七九	二二	〇・七三	一・〇一						
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	二四	一七九	二二	〇・七三	一・〇一						
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	二四	一七九	二二	〇・七三	一・〇一						
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	二四	一七九	二二	〇・七三	一・〇一						
十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	二四	一七九	二二	〇・七三	一・〇一						
十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	二四	一七九	二二	〇・七三	一・〇一						

大正四年												酒 指 數	米 指 數	平 均 指 數	酒價指數が 占むる割合に 對する	酒價指數が 占むる割合に 對する	小賣物價指數			清酒造 一石當り 円		
十	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	十						指 數	指 數	均 指 數		酒 指 數	米 指 數
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二四	一四六	二二	〇・七三	一・〇一						
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二四	一四六	二二	〇・七三	一・〇一						
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	二四	一四六	二二	〇・七三	一・〇一						
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	二四	一四六	二二	〇・七三	一・〇一						
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	二四	一四六	二二	〇・七三	一・〇一						
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	二四	一四六	二二	〇・七三	一・〇一						
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	二四	一四六	二二	〇・七三	一・〇一						
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	二四	一四六	二二	〇・七三	一・〇一						
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	二四	一四六	二二	〇・七三	一・〇一						
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	二四	一四六	二二	〇・七三	一・〇一						
十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	二四	一四六	二二	〇・七三	一・〇一						
十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	二四	一四六	二二	〇・七三	一・〇一						

第三章 酒税轉嫁の諸過程

第四節 酒價より見たる酒税の轉嫁

大正九年				大正十年			
十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月
酒價指數	三六	三三	三三	三三	三二	三二	二九
米價指數	四三	四三	四三	四三	四三	四三	三九
平均指數	三七〇	三七〇	三七〇	三七〇	三七〇	三七〇	三七〇
酒價指數が 米價指數に 占むる割合	〇・七三	〇・七三	〇・七三	〇・七三	〇・七三	〇・七三	〇・七三
酒價指數が 平均指數に 占むる割合	〇・八八	〇・八八	〇・八八	〇・八八	〇・八八	〇・八八	〇・八八
小賣物價指數							
平均指數							
酒價指數が 平均指數に 占むる割合							
清酒造 （石） （當り）							
（三・三五） （九・四四） （即ち増税）							

大正十一年				大正十一年			
四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月
酒價指數	一九	二八	二八	二八	二八	二八	二八
米價指數	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
平均指數	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
酒價指數が 米價指數に 占むる割合	〇・九〇	〇・九〇	〇・九〇	〇・九〇	〇・九〇	〇・九〇	〇・九〇
酒價指數が 平均指數に 占むる割合	〇・七八	〇・七八	〇・七八	〇・七八	〇・七八	〇・七八	〇・七八
小賣物價指數							
平均指數							
酒價指數が 平均指數に 占むる割合							
（三・六六） （〇・六六） （即ち減税）							

第三章 酒税轉嫁の諸過程

第四節

酒價より見たる酒税の轉嫁

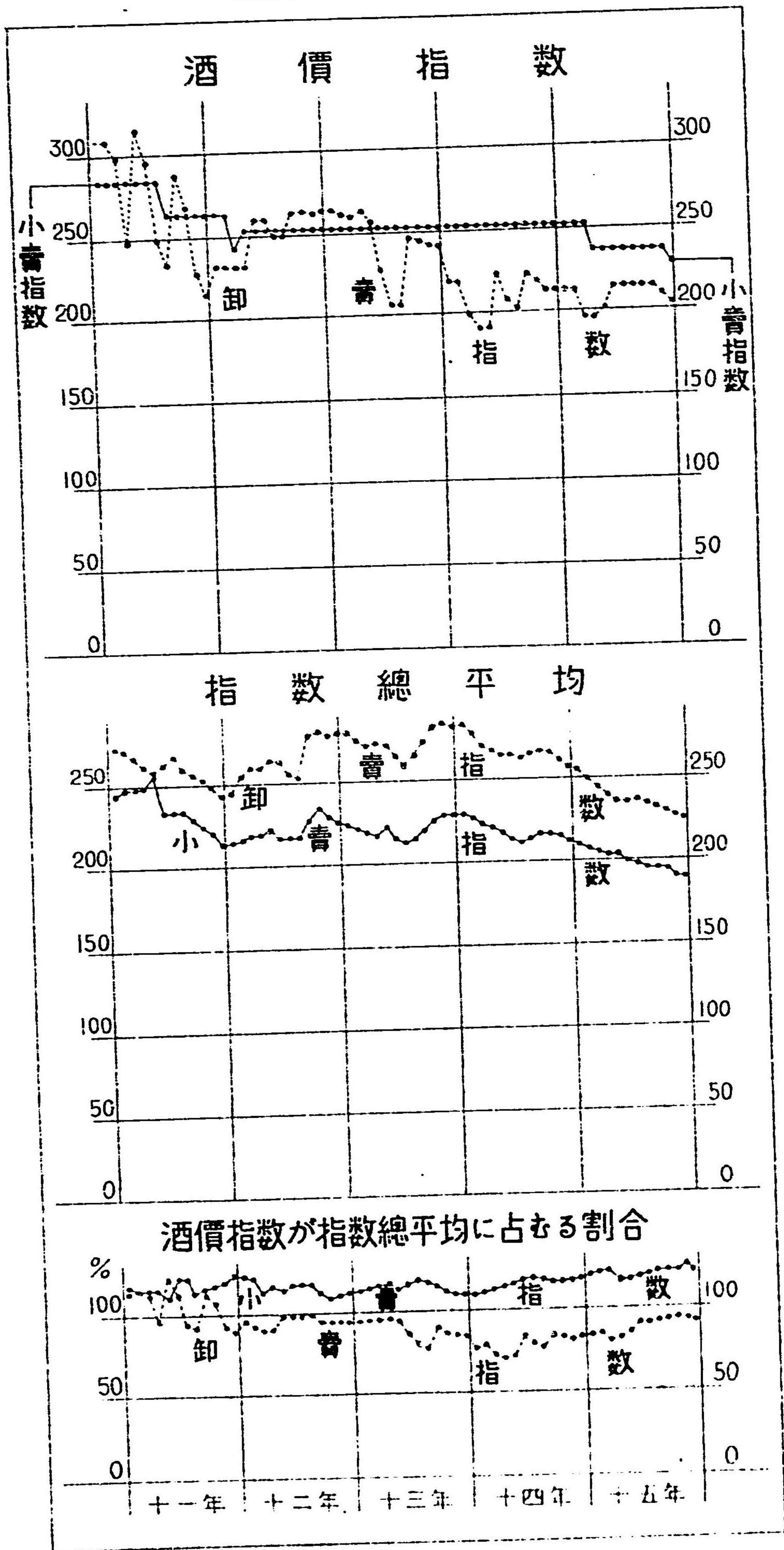
昭和二年	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月
二〇五	二〇五	二二	二六	二六	二六	二六	二〇	一九七	一九七
二八三	二九〇	二九	三六	三九	三三	三〇	三〇	三九	三三
三四	三四	三七	三〇	三三	三四	三六	三五	三九	二四
〇・七	〇・七二	〇・七〇	〇・六	〇・六七	〇・六四	〇・六三	〇・六三	〇・六	〇・六
〇・九三	〇・九三	〇・九三	〇・九四	〇・九三	〇・九二	〇・九二	〇・八五	〇・八三	〇・八〇
三三	三三	三三	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三三
一九〇	一八六	一八九	一九〇	一九五	一九五	一九七	二〇三	二〇三	二〇五
一・三	一・三四	一・三三	一・三五	一・三三	一・三三	一・三〇	一・二七	一・二七	一・三三

先づ酒價指數を見る、從來一石當り十一圓七十六錢(滓引減量及び貯藏減量を顧慮して算定す、以下之に準ず)なりし酒税が明治三十四年十月に十四圓七十錢に騰貴せしも、酒價指數に於ては何等の變化なく、漸く明治三十五年六月より少しく上昇を示してゐるに止まる。更に明治三十七年四月に十五圓十

九錢の税率定められしも、酒價指數は暫くの間は反つて下落の道を辿り、同年十二月に至り始めて少しく上向きとなつたのである。然しこの上向きの傾向なるものは、明治三十八年一月に定められし十六圓六十七錢の税率に影響せられてゐるとも考へられる。次に明治四十一年三月に十九圓六十錢の新税率が定められしも、酒價の上には殆んど何等の變動を見なかつたのである。大正七年四月に税率が二十一圓八十五錢に引上げられし際には酒價の上に可なりの變動を見受ける事が出来る。大正九年八月の三十一圓三十五錢の前後は亂調子にして何等の斷案を下すを得ず、大正十五年四月に於ける三十圓二十錢の新税率は卸賣價格にて昂騰を齎せしも小賣價格に於ては反つて下落の結果を伴つたのである。尙酒税と酒價との關係は第七圖表及び第八圖表により明瞭に示されてゐる。

然し Laspeyres が指摘したるが如く、酒價指數なるものは酒税の高低のみによつて變動するものでないから、酒價指數のみによる研究以外に更に他の事情を加味したる調査方法を採らねばならぬ。第六十九表に「酒價指數が米價

第八圖表 酒價の卸賣指數と小賣指數との關係比較表



指數に占むる割合及び酒價指數が指數總平均に占むる割合を併せ計算したのは、この目的に出てゐる。蓋し米は我國に於ける最も重要な商品のひとつと共、清酒醸造の主要原料品なるが故に、酒價の變動に際しても米價の變動の部分を顧慮する必要があるのである。これ酒價指數が米價指數に占むる割合を算定せし所以である。又酒價の騰落たるや、それ自身獨立のものでなく、一般物價水準全體と關連して動くものなるが故に、酒價指數はそれが指數總平均に占むる位置如何によりて意味を異にする。これ酒價指數が指數總平均に占むる割合を併せ計算したる理由である。而して酒價指數が米價指數に占むる割合も、酒價指數が指數總平均に占むる割合も、第六十九表の示す所によれば、酒税の變動とは關係少く變化してゐるのである。

要するに、清酒造石税が等級なき従量税なる事と清酒の需給關係が酒價に獨特の變動を齎す事との二つの事情が酒税の轉嫁の上に重要な影響を與へるのである。この事情あるが爲めに、酒税の轉嫁は、生産地價格—卸賣價格—小賣價格と、納税者たる酒造家を遠ざかれれば遠ざかる程、擔税指定者たる消

費者に接近すればする程、漸次その鋭敏さとその正確さを失つて行くのである。

酒造税率引上げに基く酒價の騰貴を妨ぐる諸原因即ち酒税の轉嫁を妨ぐる諸事情の中で特に注意すべきは、増税を見越して其前年に生産が過剰に上る傾向のある事である。

第七十表 清酒供給高の變動比較表⁸⁵⁾

明治三十一年酒造年度	明治三十二年酒造年度	明治三十三年酒造年度	明治三十四年酒造年度	明治三十五年酒造年度	明治三十六年酒造年度	明治三十七年酒造年度
四、二二〇、〇二二	四、〇七〇、八六六	四、七〇九、三三三	四、一三三、六一一	三、三六六、四七七	三、六六七、七六六	三、二七五、一〇二
増税酒	増税酒	増税酒	増税酒	増税酒	増税酒	増税酒
後酒造年度へ持越高	後酒造年度へ持越高	後酒造年度へ持越高	後酒造年度へ持越高	後酒造年度へ持越高	後酒造年度へ持越高	後酒造年度へ持越高
石	石	石	石	石	石	石
清酒製成高	清酒製成高	清酒製成高	清酒製成高	清酒製成高	清酒製成高	清酒製成高
清酒造石税の變動	清酒造石税の變動	清酒造石税の變動	清酒造石税の變動	清酒造石税の變動	清酒造石税の變動	清酒造石税の變動

85) 二十九回主税局統計年報書；酒造税表及び十月一日現在持越酒類石高表
 * 清酒製成高とは清酒査定高に洋引減量及び貯蔵減量を加へたものである

明治三十八酒造年度	三、八六、四六七	一、四三、九四六	
明治三十九酒造年度	四、二八、三八九	一、六四、九八三	
明治四十酒造年度	四、四五、一三九	一、九七、二二三	
明治四十一酒造年度	四、三九、三五五	二、〇〇、〇四四	増
明治四十二酒造年度	四、〇〇、一一五	一、八四、五八〇	酒
明治四十三酒造年度	三、三九、九三三	一、五五、六四三	
明治四十四酒造年度	四、二四、一〇一	一、六九、八三三	
大正一酒造年度	四、二三、二七四	一、七五、八二五	
大正二酒造年度	四、〇三、一六一	二、〇三、四〇四	
大正三酒造年度	三、七六、一五三	一、七三、五二七	
大正四酒造年度	三、九六、三三七	一、四九、五三四	
大正五酒造年度	四、七〇、九〇一	一、六四、九八三	
大正六酒造年度	五、一八、三三三	二、〇三、七六〇	
大正七酒造年度	五、九三、四八五	二、一〇、四三六	増
大正八酒造年度	六、一八、四六六	三、〇〇、一三三	酒
大正九酒造年度	四、四〇、二六六	一、九七、九七三	
大正十酒造年度	五、八二、四〇一	二、三六、七二五	
大正十一酒造年度	五、八四、九四四	二、七二、五六六	
大正十二酒造年度	五、八五、二二六	二、八三、二五七	

大正十三酒造年度	五、四一、四四三	二、八八、八六〇	
大正十四酒造年度	五、五四、九八四	二、九〇、四九九	
大正十五酒造年度			増
			酒

第七十表にて明かなるが如く、増税の前年には見越生産を試み増税の當年には生産を縮少し、以て安き原價にて生産せし前年の清酒を後年度に持越し増税後に高價にて販賣せんとするのが、我が酒造業者の常に採用する手段である。明治三十、同三十三、同三十六、同四十、大正六、同八、同十四酒造年度に於て清酒製成高及び後酒造年度への持越高が常に前年に於けるよりも大なるはそれを實證するものである。而してこの常套手段たるや、保存に耐ゆる商品につき組織的に行はるれば効果の頗る大なるものがあらう。然るに、酒造業の場合に於ては、往々その目的を達し得ざるのみか反つて逆の結果を齎すのである。清酒造石税の増税の噂傳はるや否や、全國に分散せる多數醸造家は直に無秩序の見越生産を試みるのである、而も其商品たるや貯蔵に不便なる清酒なるが故に、結局は供給過剰となり、商品の投げ賣りに終るのである。

かくて製成高の激増及び後年度持越高の過剩と云ふ清酒供給側の事情が、酒税の合理的轉嫁を妨げ、往々増税の後の方が増税の前よりも酒價が廉なりと云ふ奇現象を呈するのである。⁸⁶⁾

第四章 酒税轉嫁の意味

以上、酒税轉嫁の問題を、租税轉嫁の研究、我國酒税の内容及び酒税轉嫁の諸過程の三方面にわたり調べたのである。其結果、我國の酒税の轉嫁關係には當時の社會事情及び經濟事情に基く特殊の現象が影響するが故に、かの獨逸に於て試みられたる麥芽税、火酒税、葡萄酒税の轉嫁の研究の結果をば、其儘我國に移植するの困難なるを知つたのである。

清酒造石税の轉嫁の特徴として擧ぐべきは、清酒と云ふ物と清酒造石税の轉嫁に参加する人との特殊性である。清酒なる物は、キチカヒミツ狂水と稱せらるゝが如く、商品としては種々の短所を有してゐる。生産期間が百日に限らるゝが故に——四季醸造は別として——一年中の需要に對する見越生産を其期間内に完了すべく、又「酒屋萬流」の言葉の示す如く同一原料を同一地方に於て用ふるも必ずしも同一製品を齎すを得ざるが如き、運搬すれば勿論の事貯藏して置くだけでも缺減を生じ、更に製品の壽命短く（桶物……一年、樽物……三箇月、瓶物……可

86) 北村銳氏；統計より製たる清酒醸造界

なり長し、變質腐敗の危険多きが如き其適例である。従つて製品をなるべく早く賣り逃げ資金の運轉に善處するの必要生じ、かくて取引は可なり投機的に流れるのである。又清酒の轉嫁にたづさはる人は過去の傳統と現實の經濟主義との中間に彷徨し、頗る非合理的の行動をとつてゐる。各醸造家が本家の看板を争ふが如き、酒問屋酒類問屋が特殊の取引方法に執着せるが如き、消費者が小賣商に對して商人、運搬業者、金融業者、御用聞き等の複雑なる資格を要求せるが如き、酒小賣業そのものが大都會に於ける地方青年の職業の瀕踏みとなるが如き、皆然りである。この商品として不適當なる物を、半ば封建的色彩を帯びたる人、即ち舊家及び中産階級が取扱ふのであるから、酒税の轉嫁が合理的に進まないのは當然の結論である。この物と人とが相結んで往々不可解の現象を呈する事がある。酒税の税率の引上げの前には、各酒造家は従前の低き税率にて多量に生産せんと努めるのである。勿論これにより生産費は明かに之を遞減する事が出来るのであるが、需要を顧慮せざる盲目的努力の結果として過剰生産に陥る事がある。税率引上げ後の方が、引上げ

前より清酒の値段が安くなると云ふ變態を示すのは此事情に基くのである。租税の轉嫁を説明するに際し、恰もソレ、競争の時に走者がタブレットを授受するが如く考へる人がある、酒税なるタブレットが納税者なる酒造家の手より離れると、仲介者たる問屋、仲買、小賣商が順次に之を授受し、結局擔税指定者たる消費者の手に届く譯である。然し、少なくとも我國の清酒造石税に於ては、かゝる機械的觀察を施す事は出来ない。勿論轉嫁の第一歩たる酒造家に於ては、酒税を其他の原價と切り離して考へる事は可能であらう。然し酒造家の後人たる問屋に至りては、賣捌値段の七分が問屋口錢として問題となるのであるから、酒造家の納めし酒税が三十圓なりしや四十圓なりしやは従の事實である。更に小賣商に於ては、酒税とか問屋口錢とかは第二次的の性質を有するに過ぎず、買値と賣値との間に相當鞘のある事が唯一の目的である。思ふに納税者たる酒造家の過程では、他の生産費と酒税とが清酒の價格の中に混合(Mixture)してゐるに過ぎないから、其他の要素から酒税を遊離して考へ得られるのである。然し流通過程上、酒造家の後人に位する問屋及

び小賣商にては七分口錢とか二割の利益とか、重心をなし、従つてかの酒造家の支拂ひし酒税なるものは他の原價と全く化合(Compound)し、分離する事が出来ないものになつてゐる。勿論流通過程の前人たる酒造業者に「公權力の發動としての租税」を課したと云ふ事は、課せなかつたと云ふ事とは全く關係が異つてゐる。然し前人たる醸造家に課した酒税が、ソレ一競争のタブレットの如く、其儘の姿で後人たる消費者に歸着すると考へるのは、餘りに機械的に過ぎた議論である。況んや、酒税の轉嫁の對象物たる清酒が狂水と稱せられ、此を扱ふ人が半ば封建的に半ば現代的に行動し、而も無等級の従量税が行はるゝ結果、或意味に於ては卸賣相場小賣相場の變動と共に刻々酒税の税率の事實上の改正を見るが如き現狀にありては、問題は愈々迷宮に入らざるを得ない。これ酒税の轉嫁を論ずるに當り非合理的分子を顧慮すべしと云ふ所以である。

酒税の納税者は酒造家、酒税の擔税者は酒類の消費者なりとは凡ての人の確信する所であらう。然し此種の確信は納税者と擔税指定者との距離が遠

ければ遠い程、弱められるのである。納税者と擔税指定者とが隔つてゐる所謂更轉の場合に、豫期の轉嫁が他の條件の爲めに如何に甚だしく紊されるかは本研究によつて明かである。

昭和三年二月十日印刷
昭和三年二月十六日發行

日本財政の特殊問題奥附

定價金四圓

禁 漢 譯



著 者 者 沙 見 三 郎

發 行 者 江 草 重 忠

印 刷 者 左 手 薰

東京市神田區一ツ橋通町五番地
東京市本郷區長砂町三十六番地

發 行 所

東京市本郷區長砂町三十三番地
電話九〇三〇

有 限 公 司


賣 捌 所

東京市本郷區長砂町一番地

有 限 公 司



(社會式株刷印東日六三町砂眞電郷本市京東 所刷印)

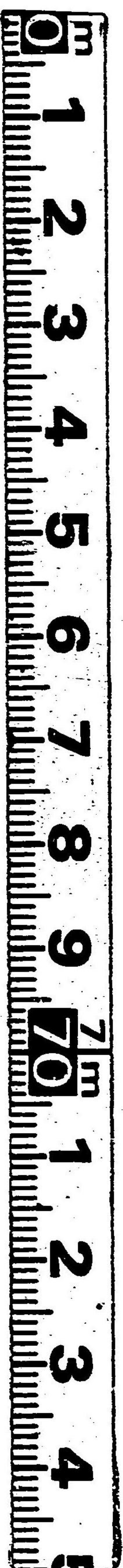


WING SIZEN
書局

347A-7

終

始



貴族院
函
号
冊

3414-1